

鳥取県告示第408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月5日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社和企画	訪問介護のぞみ	倉吉市大原634-3	平成24年6月1日	訪問介護
〃	デイサービスセンターほほえみ	〃	平成24年6月3日	通所介護